

消費税率引上げに伴う運賃改定（案）について

平成 31 年（2019 年）10 月 1 日より、消費税率が現行の 8 % から 10 % に引き上げられることに伴い、市内のバス等の運賃改定（案）について協議するもの。

※算出方法：本体価格（税抜）は 10 円未満切上げ、100 円以下の場合は 1 円未満切上げ
税込金額（表示価格）は本体価格に税率（10%）を乗じて 10 円未満切捨て

■ 消費税率引上げに伴う運賃の取り扱いについては、以下の対応とする。

○ 現行運賃（表示価格）は据え置きとする。

○ 現行運賃の中で税の負担割合を変更する（本体価格を値下げする）。

（1）こいこいバス

① 現行運賃（均一運賃）

現金 大人：200 円，小学生：100 円

回数券 1,000 円（100 円券 12 枚綴り）

定期券 大人：6,000 円，小学生 3,000 円（月単位）

② 消費税率引上げ分を転嫁した場合

（本体価格）（税率）（税込）

現金 [大人 : 190 円 × 1.10 = 209 円 ⇒ 200 円 変更なし
小学生 : 93 円 × 1.10 = 102.3 円 ⇒ 100 円 変更なし

回数券 930 円 × 1.10 = 1,023 円 ⇒ 1,020 円

定期券 [大人 : 5,560 円 × 1.10 = 6,116 円 ⇒ 6,110 円
小学生 : 2,780 円 × 1.10 = 3,058 円 ⇒ 3,050 円

③ 現行運賃（表示価格）を据え置いた場合

（本体価格）

現金 小学生 : 100 円 ÷ 1.10 = 90.90...円 ⇒ 91 円

回数券 1,000 円 ÷ 1.10 = 909.09...円 ⇒ 910 円

定期券 [大人 : 6,000 円 ÷ 1.10 = 5,454.54...円 ⇒ 5,460 円
小学生 : 3,000 円 ÷ 1.10 = 2,727.27...円 ⇒ 2,730 円

⇒ 現金の小学生は 2 円，回数券は 20 円，定期券は大人 100 円と小学生 50 円の本体価格の値下げとなる。

（2）大竹・栗谷線バス

① 現行運賃（距離制運賃）

現金 大人：160 円～780 円（小学生半額）

定期券 基準運賃額を基に金額を算出（期間により割引率に差あり）

②消費税率引上げ分を転嫁した場合

現金 大人：現行運賃から 10～20 円値上げ
(設定運賃によっては計算上変更なしの場合もあり)

③現行運賃（表示価格）を据え置いた場合

⇒ 設定運賃により 10 円～20 円の本体価格の値下げとなる。

(3) 坂上線バス

①現行運賃（区間制運賃）

現金 大人：100 円，200 円，300 円（小学生半額）※大竹市内の運賃のみ

②消費税率引上げ分を転嫁した場合

(本体価格) (税率) (税込)

現金 大人	[93 円 × 1.10 = 102.3 円 ⇒ 100 円 変更なし
		190 円 × 1.10 = 209 円 ⇒ 200 円 変更なし
		280 円 × 1.10 = 308 円 ⇒ 300 円 変更なし

③現行運賃（表示価格）を据え置いた場合

(本体価格)

現金 93 円 ÷ 1.10 = 90.90…円 ⇒ 91 円

⇒ 100 円の区間の現金は 2 円の本体価格の値下げとなる。

(4) 各乗合タクシー

①現行運賃（チケット制）

三ツ石 2,500 円 (250 円券 11 枚綴り)

ひまわり [7 丁目：2,000 円 (200 円券 11 枚綴り)
8 丁目：2,500 円 (250 円券 11 枚綴り)

湯舟 2,500 円 (250 円券 11 枚綴り)

栄ぐるりん 2,500 円 (250 円券 10 枚綴り)

あじさい 2,500 円 (250 円券 11 枚綴り)

②消費税率引上げ分を転嫁した場合

(本体価格) (税率) (税込)

2,500 円券 2,320 円 × 1.10 = 2,552 円 ⇒ 2,550 円

2,000 円券 1,860 円 × 1.10 = 2,046 円 ⇒ 2,050 円

③現行運賃（表示価格）を据え置いた場合

2,500 円券 2,500 円 ÷ 1.10 = 2,272.72…円 ⇒ 2,280 円

2,000 円券 2,000 円 ÷ 1.10 = 1,818.18…円 ⇒ 1,820 円

⇒ 2,500 円券，2,000 円券共に 40 円の本体価格の値下げとなる。